

建物全体についての消防計画（中規模用）

（▲は、該当しない場合は、省略可。）

建物名称 _____

所在地 宜野湾市

目次

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的及び適用範囲等

第 2 節 管理権原者の責務等

第 3 節 統括防火管理者・防火管理者の責務等

第 2 章 火災予防事項

第 1 節 予防管理

第 2 節 出火防止の管理

第 3 節 避難施設等の管理

第 3 章 災害活動事項

第 1 節 自衛消防の組織の編成と任務

第 2 節 火災時の活動

第 3 節 地震時の活動

第 4 章 教育訓練

第 1 節 教育

第 2 節 訓練の実施

雑則

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的及び適用範囲等

（目 的）

第 1 条 この計画は、消防法第 8 条の 2 第 1 項に基づき、建物全体の防火管理についての必要な事項を定め、火災の予防及び火災、地震、その他災害（以下「火災等」という。）による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 この計画に定めた事項については次の者及び部分に適用する。

（1）建物内に勤務し、出入するすべての者

▲（2）本建物の防火管理業務の一部を受託している者

2 この計画を適用する場所の範囲は、本建物及び敷地内のすべてとする。

（管理権原の及ぶ範囲）

第 3 条 各管理権原の及ぶ範囲は、別図 1のとおりとする。なお、各事業所の消防計画においてもその範囲を明記するものとする。

第 2 節 管理権原者の責務等

（管理権原者の責務）

第 4 条 各管理権原者は、この計画を遵守し、建物全体についての安全性を高めるように努め、次の事項について責務を有する。

- （1）管理権原者間の協議により、統括防火管理者を選任又は解任すること。
- （2）統括防火管理者に建物全体についての消防計画の作成その他建物全体についての防火管理業務を行わせること。
- （3）自己の管理権原の及ぶ範囲における防火管理者を選任し、防火管理業務を行わせること。

（協議会の設置等）

第 5 条 建物全体についての防火管理を行うため、共同防火管理協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会構成は、別表第 1の通りとする。
- 3 協議会は、毎年 月に定例会を開催し、会長が必要と認める場合は、臨時会を開催する。
- 4 協議会会長は、統括防火管理者を選任又は解任したときは、消防機関へ届け出るものとする。

（協議会の審議事項等）

第 6 条 協議会は、次の事項について審議し、決定する。

- （1）協議会の代表者の選任に関すること。
- （2）統括防火管理者の選任に関すること。
- （3）統括防火管理者に付与する建物全体についての防火管理上の権限に関すること。

- (4) 建物全体についての消防計画及び建物全体についての防火管理上必要な事項に関するこ
と。

▲（防火管理業務の委託）

第 7 条 建物全体についての防火管理業務の一部の委託を受けて行う者（以下「受託者」という）

は、この計画に定めるところにより、管理権原者、統括防火管理者、防火管理者、自衛消防隊長の
指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

- 2 受託者の建物全体についての防火管理業務の実施範囲及び方法は、別表 2「防火管理業務委
託状況表」のとおりとする。

第 3 節 統括防火管理者・防火管理者の責務等

（統括防火管理者の責務）

第 8 条 統括防火管理者は、建物全体についての防火管理業務について、次の事項について責務を
有する。

- (1) 建物全体についての消防計画の作成または変更に関すること。
- (2) 建物全体についての消防計画に基づく訓練の定期的な実施に関すること。
- (3) 廊下、階段、避難口、防煙区画その他の避難施設の維持管理に関すること。
- (4) 火災等が発生した場合における自衛消防組織における活動体制に関すること。
- (5) 火災等の発生時の消防隊に対する必要な情報提供等に関すること。
- (6) 建物全体についての消防計画の管理権原者への周知に関すること。
- (7) その他防火管理上必要と認める事項に関すること。

- 2 統括防火管理者は、建物全体についての防火管理上必要な業務を行う場合、各事業所の防火管理者に対して必要な事項を指示することができる。
- 3 統括防火管理者は、消防機関等に対する全体の消防計画の届出、報告及び防火管理業務に関する記録等の保管をしなければならない。
- 4 統括防火管理者は、別表 3「防火対象物実態把握表」により建物の実態を把握するとともに、各事業所の防火管理者と相互の連絡を保ち建物全体の安全性の確保に努めなければならない。
- 5 統括防火管理者は、建物全体（各事業所の占有部分を除く）についての防火管理業務の実施結果及び防火管理業務に必要な書類等を取りまとめ、防火管理維持台帳に編冊・整理及び保管しておく。

（防火管理者の責務）

第 9 条 各事業所の防火管理者は、統括防火管理者の指示、命令を遵守するとともに、次に掲げる防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告する。

- （1）防火管理者の選解任があったとき
- （2）消防計画を作成又は変更するとき
- （3）防火対象物及び消防用設備等の法定点検を実施するとき
- （4）用途及び消防用設備等を変更するとき
- （5）内装の改修などの工事を行うとき
- （6）大量の可燃物の搬入・搬出又は危険物及び引火性物品を貯蔵・取扱うとき
- （7）臨時に火気を使用するとき

(8) 火気使用設備器具又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき

(9) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき及びそれらを改修

するとき

(10) 催物を開催するとき

(11) 消防計画に定めた訓練を実施するとき

2 各事業所の防火管理者は、この計画と整合を図り、事業所ごとに消防計画を作成し、防火管理業務を行う。

3 各事業所の防火管理者は、事業所の占有部分の防火管理業務の実施結果及び防火管理業務に必要な書類等を取りまとめて防火管理維持台帳に編冊・整理及び保管しておく。

第 2 章 火災予防事項

第 1 節 予防管理

(防火管理状況の把握)

第 10 条 統括防火管理者は、各事業所の防火管理者等と連携を図り、建物全体の防火管理業務

に必要な実態を、別表 4「予防管理表」により調査し、全体を把握するものとする。

(点検・検査)

第 11 条 消防関係の法定点検は、次による。

(1) 消防用設備等の法定点検

ア 消防用設備等の法定点検は、_____の責任により行う。ただし、入居事業所が独自に設置した消防用設備等・特殊消防用設備等は、当該事業所の責任により行う。

イ 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、資格者又は点検設備業者委託して、月と 月の年 2 回実施する。

▲ (2) 防火対象物の法定点検

ア 防火対象物の法定点検は、_____の責任により行う。

イ 統括防火管理者及び各事業所の防火管理者は、自己の責任の部分について法定点検に立ち会う。

2 消防用設備等及び防火・避難施設等の自主点検は、次による。

(1) 消防用設備等の自主点検

ア 消防用設備等の自主点検は、_____が別表 5「消防用設備等自主点

検チェック表」(定期)により、定期的な法定点検(6ヶ月ごとに1回)の間に年2回以上

行う。

イ 各事業所の占有部分に設置されている消防用設備等の自主点検については、各事業所の

消防計画に定め行うものとする。

(2) 防火・避難施設等の自主検査等

ア 建物、避難施設、防火設備、排煙施設(設備)及び火気使用設備器具等の自主検査

は、_____が別表 6「防火・避難施設等自主検査チェック表」(定期)

により定期的に行う。

イ 各事業所の占有部分の自主検査については、各事業所の消防計画に定め行うものとする。

(不備欠陥箇所の改修)

第 12 条 法定点検・自主点検等を実施した結果、不備事項がある場合、各管理権原者の責任の

範囲により、統括防火管理者又は防火管理者が改修計画を策定し、実施する。

(工事中の安全対策)

第 13 条 建物内の工事等において、共同部分については統括防火管理者、事業所の占有部分につ

いては各事業所の防火管理者が工事中の安全対策を策定する。

2 統括防火管理者・防火管理者は、必要に応じて、工事・催物等の計画内容等の確認や現場確認

を行い、関係法令の適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行うものとする。

▲（内装制限等の遵守）

第 14 条 本建物内において改修等で使用する内装材は、関係法令で定める仕様以上としなければならない。

▲2 本建物内で使用するカーテン、じゅうたん等は、防災物品としなければならない。

（避難経路図の掲示）

第 15 条 統括防火管理者は、人命の安全を確保するため見やすい場所に、避難経路図を掲示するものとする。

（定員・収容人員の管理）

第 16 条 統括防火管理者は、本建物内で催物等により、共用部分等において臨時に混雑が予測される場合は、あらかじめ入場制限等の措置を講じるとともに避難経路の確保や避難誘導員の配置等必要な措置を行う。

2 各事業所の防火管理者は、用途区分毎に定められた定員を遵守するとともに、定員を超えるような混雑が予想される場合は、掲示板、案内板、放送等により入場制限を行うものとする。

第 2 節 出火防止の管理

（出火防止対策）

第 17 条 建物全体についての火気使用設備器具等、喫煙管理及び放火防止対策など出火防止業務に関する事項は、共同部分については統括防火管理者、事業所占有部分については当該事業所の防火管理者が責任を持って行うものとし、各事業所の消防計画に定めるものとする。

(従業員等の遵守事項)

第 18 条 本建物内の従業員等が火気を使用する場合及び防火・避難施設に対する遵守事項につ

いては、各事業所の消防計画によるものとする。

(放火防止対策)

第 19 条 統括防火管理者は、放火防止対策について、次の対策を推進する。

- (1) 死角となりやすい通路、階段室、洗面所等に可燃物を置かない。
- (2) 物置、ゴミ集積所等の施錠管理等を徹底する。
- ▲ (3) 階段室、トイレ等死角となる場所の挙動不審者の監視を行う。
- ▲ (4) 監視カメラ等による死角の解消及び死角となる場所の巡回監視を行う。
- ▲ (5) 夜間通用口における入館者チェックを徹底する。

(危険物品等の管理)

第 20 条 本建物内へは、原則として危険物品の持ち込みを禁止とする。ただし統括防火管理者によ

り認められた場合は、次の事項を遵守し、安全管理を行うものとする。

- (1) 危険物を貯蔵し又は取り扱う場所においては、火気を使用しないこと。
- (2) 危険物を貯蔵し又は取り扱う場所においては、常に整理・清掃を行うとともに、みだりに不必要なものを置かないこと。
- (3) 危険物がもれ、あふれ又は飛散しないようにすること。
- (4) 指定可燃物及び高圧ガス等の危険物品等については、それぞれの関係法令に基づき、貯

蔵、取り扱うこと。

(5) 定期的に点検し、その結果を記録保存し安全管理に活用すること。

第 3 節 避難施設等の管理

(防火・避難施設等に対する管理及び遵守事項)

第 21 条 統括防火管理者は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を徹底する。

(1) 避難通路、避難口、廊下、階段その他の避難施設

ア 避難の障害となる設備を設け又は物品を置かないこと。

イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持管理すること。

ウ 避難口等に設ける扉は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。

(2) 火災の延焼を防止するための防火設備

ア 防火戸や防火シャッターは、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し閉鎖の障害となる物品を置かないこと。なお、防火戸やシャッターの開閉位置と他の部分とを色別しておくこと。

イ 防火戸や防火シャッターに近接して延焼の媒体となる可燃物性物品を置かないこと。

2 各事業所の廊下、階段、避難口、避難通路、安全区画及び防煙区画の確保など避難上必要な施設等の維持管理に関する事項は、各事業所の消防計画に定めるものとする。

第 3 章 災害活動事項

第 1 節 自衛消防の組織の編成と任務

（自衛消防の組織の編成）

第 22 条 火災等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、建物全体についての共同の自衛消防の組織を別表 7「自衛消防隊の編成表」のとおり編成する。

2 各事業所内の自衛消防隊及び任務は、当該事業所の消防計画に定めるものとする。

（自衛消防の組織の体制）

第 23 条 自衛消防隊長は、各事業所等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。火災発生の際、基本編成による活動では困難と認められる場合は、柔軟に編成替えを行い、効果的な自衛消防活動を行うものとする。

2 休日・夜間等における自衛消防活動体制は、別表 8 によるものとし、火災等が発生した場合は、次の措置を行うものとする。

（1）火災を覚知した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、建物内残留者等に火災の発生を知らせ、自衛消防隊長、統括防火管理者、各事業所の防火管理者等関係者に連絡する。

（2）消防隊に対しては、車両の誘導をするとともに、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を提供する。

第 2 節 火災時の活動

(火災発見者)

第 24 条 火災の発見者は、大声で周辺に火災を知らせ、通報を依頼し、直ちに初期消火に当たると

ともに、防火管理者に出火の場所、状況等を速報するものとする。

(通報連絡)

第 25 条 各地区隊又は事業所の通報連絡担当は、現場確認者等から火災の連絡を受けた時は、

直ちに 119 番通報する。

2 火災発生確認後、避難が必要な階の在館者への避難の放送を行う。避難放送にあつては、早口

をさけ落ち着いた口調で、同一内容を 2 回程度繰り返して行い、パニック防止に努めるものとする。

3 各地区隊長及び関係者への火災発生の連絡を行う。

4 情報収集内容を記録する。

(初期消火)

第 26 条 各地区隊又は事業所の初期消火担当は、消火器を活用して初期消火を行うとともに防火

戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。

▲2 消火器によっては消火困難な場合は、屋内消火栓を使用する。

(避難誘導)

第 27 条 各地区隊又は事業所の避難誘導担当は、出火階及びその直上階（出火階が 1 階又は

地下階の場合は、1 階及び地下階）を優先して避難誘導する。

2 避難誘導にあつては、非常口前、通路の曲がり角、行き止まり通路等に部署し、携帯拡声器等

を活用して避難者に避難方向や火災の状況を知らせる。

- 3 忘れ物等のため、再び入る者のないように万全を期する。
- 4 負傷者及び逃げ遅れ者等について情報を得たときは、直ちに統括防火管理者に連絡する。
- 5 避難終了後、人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、統括防火管理者に報告する。

▲6 エレベーター・エスカレーターによる避難は原則として行わない。

▲（安全防護）

第 28 条 各地区隊又は事業所の安全防護担当は、排煙設備の操作を行うとともに防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行う。

- 2 出火階の防火戸及び防火シャッターは、他の階に優先して閉鎖する。
- 3 自動閉鎖式の防火戸であっても、自動閉鎖を持つことなく、手動で閉鎖する。
- 4 空調設備は、原則として停止させる。
- 5 危険物等消防活動に支障となる物件が、火災発生の現場の近くにある場合は、できるだけ早く除去する。
- 6 エレベーター及びエスカレーターは、原則として停止する。
- 7 消火活動終了後は、スプリンクラー制御弁を停止し、水損防止を行う。

▲（救出救護）

第 29 条 各地区隊又は事業所の応急救護担当は、救護所を消防隊の活動の支障のない安全な場所に設置する。

- 2 負傷者の応急手当てを行い、救急隊と連絡をとり、病院に搬送する準備を整える。

- 3 負傷者の所属する事業所名、氏名、年齢及び負傷箇所等必要な事項を記録する。
- 4 逃げ遅れた者の情報を得た場合は、現場に急行し、特別避難階段附室等安全な場所へ救出する。

(消防機関への情報提供)

第 30 条 自衛消防隊長は、消防隊の到着及び活動を円滑にするため、消防隊停車位置の確保し、
消防車両の誘導員を配置する。

- 2 消防隊に自衛消防隊本部等の設置場所及び出火場所、延焼範囲、逃げ遅れ者の有無、避難
状況、消防活動上支障となるものの有無などの情報を提供する。

第 3 節 地震時の活動

(発生時の初期対応)

第 31 条 地震発生時は、自衛消防隊長は、揺れがおさまった後、建物全体の被害状況を把握し、館
内放送等により在館者等に情報を提供する。

- 2 地区隊長は、被害の状況や火気使用設備器具などの点検結果を自衛消防隊長に報告する。

(地震による出火防止への対応)

第 32 条 地震発生後の出火防止等は次によるものとする。

- (1) 地区隊長は、担当区域内の出火危険個所に初期消火担当を派遣し、早期発見・消火を
行う。

- (2) 複数の出火箇所がある場合の消火活動は、避難経路となる場所を優先して行う。

(避難誘導)

第 33 条 自衛消防隊長は、地震による建物被害又は津波の発生等の状況に応じ、避難開始の指示を判断する。

2 防災関係機関から避難命令があった場合は、速やかに避難誘導を行うことを指示する。

3 一時避難場所は、市指定避難場所又は避難所のうち_____とする。

(帰宅困難者対策)

第 34 条 帰宅困難者となるおそれのある当該建物内の関係者等に対する支援の確保及び情報の提供等については、本計画に定めるほか各事業所の消防計画に定めるものとする。

第 4 章 教育訓練

第 1 節 教育

（各管理権原者の取組み）

第 35 条 各管理権原者は、自ら、防火管理者及びその他の防火業務に従事する者の防火教育について計画的に実施し、防火意識と行動力の向上を図るものとする。

（防火管理者の教育）

第 36 条 統括防火管理者及び各事業所の防火管理者は、消防機関等が開催する各種講習会や研究会に参加し、防火管理に関する知識・技術の向上に努める。

2 統括防火管理者は、各事業所の防火管理者等の防火意識の高揚のための講習会及び研修会等を行う。

（従業員等の教育）

第 37 条 各事業所の従業員等に対する防火に関する教育は、各事業所の消防計画に定める。

第 2 節 訓練の実施

（建物全体の訓練）

第 38 条 統括防火管理者は、建物全体に係る火災、地震訓練等を年に 2 回実施するものとする。

2 訓練の実施時期

訓練の種別	実施時期	備 考
総合訓練	____ 月と ____ 月	・通報、消火、避難の訓練の要素を取り入れた

		総合訓練を実施する。 ・地震その他を想定した訓練も合わせて実施する。
▲部分訓練等	____月	必要に応じ実施する。

(訓練時の安全対策)

第 39 条 統括防火管理者は、訓練時における訓練参加者の事故防止等を図るため、訓練実施前、訓練実施中、訓練実施後安全管理を実施するものとする。

(自衛消防訓練の通知)

第 40 条 統括防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、別表 9にてあらかじめ消防本部へ通報するものとし、建物関係者には、実施日時、訓練内容等について周知徹底する。

(自衛消防訓練実施結果の検討)

第 41 条 統括防火管理者は、自衛消防訓練終了後直ちに検討会を開催する。なお、検討会には、原則として訓練に参加した者が出席するものとする。

2 統括防火管理者は、別表 10に記録し、以後の訓練に反映させるものとする。

雑 則

(経費の分担)

第 42 条 この計画に定める事業を行うときは、その都度協議し、経費の分担を定める。

附 則

この計画は、 年 月 日から施行する。

別表 1

共同防火管理協議会構成表

役職名	事業所名	職・氏名	建物所有者 との関係	電話番号等

[illegible]

▲別表 2

防火管理業務委託状況表

防火管理者の業務委託			(防火管理者の業務を第三者へ委託している場合)		
防火管理者の業務を受託した者の氏名及び住所等 (法人にあつては名称及び主たる事務所の所在地)			氏名 (名称) △△管理株式会社 代表取締役 (氏名) 住所 (所在地) 電話番号		
受託者の行う防火・防災管理業務の範囲及び方法	常駐方法	範囲	☐ 出火防止業務 (火気使用箇所の点検監視など) ☐ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ☐ 消防・防災設備等の監視・操作業務 ☐ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ 避難誘導 ☐ その他 () ☐ 自衛消防訓練指導 ☐ その他 ()		
			方法	常駐場所	
				常駐人員	
				委託する防火対象物の区域	
				委託する時間帯	
	巡回方式	範囲	☐ 出火防止業務 (火気使用箇所の点検など) ☐ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ☐ 消防・防災設備等の監視・操作業務 ☐ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ その他 () ☐ 自衛消防訓練指導 ☐ その他 ()		
			方法	巡回回数	
				巡回人員	
				委託する防火対象物の区域	
				委託する時間帯	
	遠隔移報方式	通 報 登 録 番 号			
		範囲	☐ 消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務 ☐ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ その他 () ☐ その他 ()		
			方法	現場確認要員の待機場所	
				到着所要時間	
			委託する防火対象物の区域		

			委託する時間帯	
--	--	--	---------	--

(備考) 「受託者の行う防火管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✓印を付する。

別表 3

防火対象物実態把握表

(年 月 日現在)

管 理 権 原 者 氏 名 { }

統括防火管理者氏名 { }

防火対象物の現状	項 目		内 容	項 目		内 容
	所有形態		単独・共有・区分所有 ・ そ の 他 ()	直通階段		屋内 (本) 屋外 (本)
	建築年月日		年 月 日	建物内の事業所数		
	階層		地 上 階、地下階	防災センター		有・無
	全体の用途			統括防火管理	該 当 の有無	有・無
	建物全体の面積		m ²		協議会 の有無	有・無
	建物全体の収容人員		名	防 火 管 理 業務の一部委託	有・無	
	建物構造		耐火・準耐火・防火・木造			
事業所の使用状況	使用年月日		年 月 日	事業所の収容人員		名 (内・従業員名)
	事業所の床面積		m ²	当該事業所と建物所有者との関係 (賃借形態)		賃借・転借・単独・共有・区分所有 (その他)
	事業所の使用階数		階			
	事業所の用途			防火の一部委託状況		有・無
危険物施設の状況	危険物施設等の区分・場所			建築設備の状況	非常用エレベーター	該・否 設置数 ()
	品名				その他エレベーター	該・否 設置数 ()
	届出・許可		有・無		エスカレーター	該・否 設置数 ()
消防用設備	消 防 設 備	消火器		警 報 設 備	自動火災報知設備	該・否
		屋 内 消 火 設備	該・否		放送設備	該・否

消防用設備等自主点検チェック表（定期）

実 施 設 備	確 認 箇 所	点検 結果
消 火 器 (年 月 日)	(1) 設置場所に置いてあるか。	
	(2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	
	(3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	
	(4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。	
	(5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋 内 消 火 栓 泡 消 火 設 備 (年 月 日)	(1) 使用上の障害となる物品がないか。	
	(2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。	
	(3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷がないか。	
	(4) 表示灯が点灯しているか。	
スプリンクラー 設 備 (年 月 日)	(1) 散水の障害がないか。（例、物品の積み上げなど）	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	(3) 送水口の変形及び操作障害がないか。	
	(4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形がないか。	
	(5) 制御弁が閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 (年 月 日)	(1) 散水の障害がないか。	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	(3) 管、管継手に漏れ、変形がないか。	
泡 消 火 設 備 (年 月 日)	(1) 泡の分布を防げるものがないか。	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	(3) 泡のヘッドに詰まり、変形がないか。	
不活性ガス消火 設備 ハロゲン化消火 設備 粉 末 消 火 設 備 (年 月 日)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。（手動式起動装置）	
	(2) 手動起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。	
	(3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどがないか。	
	(4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
自動火災報知設備 (年 月 日)	(1) 表示灯が点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	

日)	(3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。	
	(4) 感知器の破損、変形、脱落がないか。	

ガス漏れ 火災警報設備 (年 月 日)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切りの変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。	
	(4) ガス漏れ検知器に変更、損傷、腐食がないか。	
漏電火災報知器 (年 月 日)	(1) 電源表示は点灯しているか。	
	(2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。	
非常ベル (年 月 日)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 操作上障害となるものがないか。	
	(3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
非常放送設備 (年 月 日)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。	
	(2) 試験的に放送設備により放送ができるか確認する。	
誘導灯 (年 月 日)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。	
	(2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。	
	(3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ、適正な取り付け状態であるか。	
	(4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水 (年 月 日)	(1) 周囲に使用上の障害となるものがないか。	
	(2) 道路から採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。	
	(3) 地下式の防火水槽の水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年 月 日)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また送水活動に障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	(3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。	
	(4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	

連結送水管 (年 月 日)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また送水活動に障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	(3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となるものがないか。	
	(4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。	
	(5) 表示灯が点灯しているか。	
非常コンセント 設 備 (年 月 日)	(1) 周囲に使用上障害となるものがないか。	
	(2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。	
	(3) 表示灯が点灯しているか。	
無線補助設備 (年 月 日)	(1) 端子箱は変形、損傷、腐食がなく、容易に扉が開閉できるか。	
	(2) 通話状況は良好か。	
備 考		
点検実施者氏名		統括防火管理者確認

(備 考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに統括防火管理者に報告する。

(凡 例) ○...良 ×...不備・欠陥 ⊗ ...即時改修

防火・避難施設等自主検査チェック表（定期）

実施項目及び確認箇所		検査結果
防火施設	(1) 構造及び開口部	
	① 防火戸取り付け部の壁体にひび割れ等の不具合等がないか。	
	② 防火戸の内外に防火上支障となる可燃物及び避難の障害となる物品等を置いていないか。	
	③ 防火戸は円滑に開閉できるか。	
	(2) 防火区画	
	① 防火区画を構成する壁・天井に破損がないか。	
	② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。	
	③ 自動閉鎖装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターのくぐり戸が完全に閉まるか。	
	④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。	
	⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じないか。	
	⑥ 防火ダンパーの作動状況はよいか。	
避難施設	(1) 通路	
	① 有効幅員が確保されているか。	
	② 避難上支障となる看板・ディスプレイ等の障害物を配置していないか。	
	(2) 階段	
	① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。	
	② 階段室の内装は不燃材料になっているか。	
	③ 階段室に設備・機器等の障害物を配置していないか。	
	④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。	
	(3) 避難口	
	① 扉の開放方向は、避難上支障ないか。	
	② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。	
	③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。	
	④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。	

火 気 使 用 設 備 器 具	(1) ガス配管の老朽化、亀裂、損傷、漏洩がないか。	
	(2) 排気筒及び排気ダクトに変形、損傷がないか。また可燃物品から適正な距離が保たれているか。	
	(3) 防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。	
	(4) 火気使用設備器具の周囲は整理整頓されているか。	
電 気 設 備	(1) 変電設備	
	① 変電室の天井・壁・床等に漏水箇所等がないか。	
	② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。	
	③ 変電設備に異音、過熱はないか。	
	(2) 電気器具等	
	① 照明器具等の固定状況に脱落のおそれのあるゆるみ等がないか。	
	② タコ足の接続をしていないか。	
	③ 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	
危 険 物 施 設	(1) 少量危険物施設等（ボイラー設備等）	
	① 標識・掲示板は掲げられているか。	
	② 区画の壁体に亀裂・損傷等がないか。防火戸の開閉に異常がないか。	
	③ 危険物の漏れ、あふれ、飛散がないか。	
	④ タンクからの漏洩がないか。	
	⑤ 容器の転倒、落下防止措置がされているか。	
	(2) 指定可燃物施設	
	① 標識は掲げられているか。	
	② 貯蔵取扱場所の周辺に火気がないか。	
	③ 整理整頓がされているか。	
		統括防火管理者確 認



(備 考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに統括防火管理者に報告する。

(凡 例) ○...良 ×...不備・欠陥 ⊗ ...即時改修

別表 7

自衛消防隊の編成表

氏 名		事業所名		連絡先	
自衛消防隊長 _____		(_____) (_____)			
自衛消防副隊長 _____		(_____) (_____)			
自 衛 消 防 隊 の 編 成					
_____階 (事業所名) 地区隊長 _____ (連絡先 _____)			_____階 (事業所名) 地区隊長 _____ (連絡先 _____)		
通報連絡担当 _____			通報連絡担当 _____		
初期消火担当 _____			初期消火担当 _____		
避難誘導担当 _____			避難誘導担当 _____		
▲安全防護担当 _____			▲安全防護担当 _____		
▲救出救護担当 _____			▲救出救護担当 _____		
_____階 (事業所名) 地区隊長 _____ (連絡先 _____)			_____階 (事業所名) 地区隊長 _____ (連絡先 _____)		
通報連絡担当 _____			通報連絡担当 _____		
初期消火担当 _____			初期消火担当 _____		
避難誘導担当 _____			避難誘導担当 _____		
▲安全防護担当 _____			▲安全防護担当 _____		
▲救出救護担当 _____			▲救出救護担当 _____		

別表 8

休日・夜間等における自衛消防活動体制

氏 名	事業所名	連絡先
自衛消防隊長 _____	(_____) (_____)	
自衛消防副隊長 _____	(_____) (_____)	
▲防火管理業務受託会社 _____	(_____) (_____)	
	委託内容 ☐ 監視 ☐ 通報 ☐ 初期消火 ☐ 避難誘導	
	(☐ 内にチェックする)	

自 衛 消 防 隊 の 編 成 (夜間営業の事業所)	
____階 (事業所名) 地区隊長 _____ (連 絡 先) 通報連絡担当 _____ 初期消火担当 _____ 避難誘導担当 _____ ▲安全防護担当 _____ ▲救出救護担当 _____	____階 (事業所名) 地区隊長 _____ (連 絡 先) 通報連絡担当 _____ 初期消火担当 _____ 避難誘導担当 _____ ▲安全防護担当 _____ ▲救出救護担当 _____
____階 (事業所名) 地区隊長 _____ (連 絡 先) 通報連絡担当 _____ 初期消火担当 _____ 避難誘導担当 _____ ▲安全防護担当 _____ ▲救出救護担当 _____	____階 (事業所名) 地区隊長 _____ (連 絡 先) 通報連絡担当 _____ 初期消火担当 _____ 避難誘導担当 _____ ▲安全防護担当 _____ ▲救出救護担当 _____

※ 夜間の残業者も、火気管理、施錠管理及び自衛消防活動を行うものとする。

別表 9

年 月 日

宜野湾市消防長 殿

防火管理者又は実施団体代表者

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

防災訓練等実施計画通知書

☐ 消防法第 8 条、第 8 条の 2 又は第 36 条の規定に基づく訓練

☐ 上記以外の訓練

上記の防災訓練等を次のように実施するので通知します。

建物名称 又は 実施場所名称		住 所	
実施日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
訓練種別	消防計画の訓練	総合訓練・部分訓練（消火・通報・避難誘導）・防災訓練 ※1 「総合訓練」：消火、通報、避難全てを実施する訓練です。 ※2 「防災訓練」： <u>防災管理者選任義務がある建物</u> で実施する訓練です。	
	上記以外の訓練	地震訓練・津波訓練・図上訓練・防災講演 その他 ()	
担当者氏名 (連絡先)	(—)	参加予定人数	人

消防職員・車両 の派遣希望	派遣を希望する（消防職員・消防車両）／希望しない ※1 希望する項目に○を付してください。 ※2 緊急出動等により急遽派遣できなくなる場合があります。ご了承ください。 ※3 「消防車両」は、ポンプ車による放水希望の場合となります。		
訓練概要			
※受付欄	※経過	※派遣隊員等	
		指令センター入力 不要・済 水消火器本数 本 署所長係長依頼 不要・済 台帳入力 新・旧 資機材貸与日時 / : 項 /HD 不要・済 派遣隊員	

- 備考 1 119番通報訓練を実施する場合は、実施前に沖縄県消防指令センターへ 事前連絡（921-8119）して下さい。
- 2 訓練概要欄に入らない場合は、別紙（任意様式で可）を添付して下さい。
- 3 地震訓練、津波避難訓練等の場合、防災組織図、訓練要領、避難ルート図等を添付して下さい。
- 4 ※印の欄は記入しないで下さい。
- 5 通知書の控えが必要な場合は2部提出して下さい。

別表 10

防災訓練等実施結果表

実施日時		年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
実施場所・名称		名称 所在地		
実施根拠		定期 ・ 臨時 ・ 応援協定	実施計画通知書	有 ・ 無
実施範囲	建物	全体 ・ 部分 (棟 階)		
	部署又は事業所			
	参加人員	名		
訓練対象者		従業員 (全部 ・ 一部) ・ パート ・ アルバイト 自衛消防隊員 (全部 ・ 一部 ・ 特定の者)		
訓練指導者		職名 氏名		
実施内容		総合訓練 ・ 部分訓練 (通報 ・ 消火 ・ 避難誘導) 地震訓練 ・ 津波訓練 ・ 図上訓練 ・ 防災講演		

	その他 ()
全体評価 推奨事項 反省点等	
記入者	職名氏名

別図 1

管理権原区分表（例）

【〇〇ビル 1 及び 2 階部分】

図の各区分について、表の者が管理権原を有する。

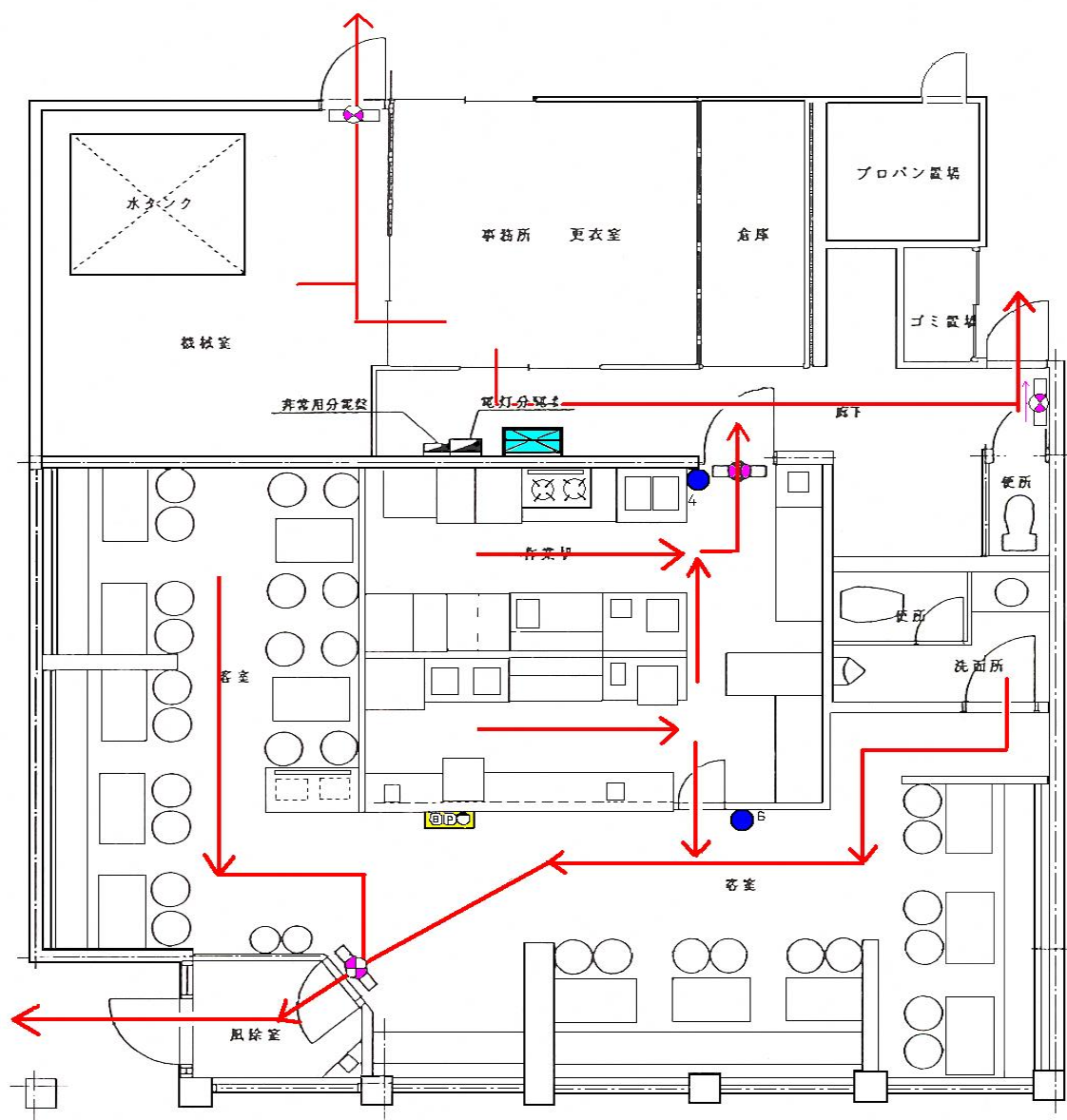


占有部分	区分	事業所	管理権原者
テナント A	賃貸	(株) 000	代表取締役×××
テナント B	賃貸	〇〇商事 (株)	
テナント C	賃貸	(株) ×××	
テナント D	賃貸		

テナントE	賃貸		
テナントF	賃貸		
共用部分	所有	(株) ○○開発	代表取締役○○○○

避難経路図 作成例

※建築確認申請図書（平面図又は消防設備図面）等を利用して作成してください



誘導灯 出口 盤 合 盤



自火報受信機

消火器 (4,6)

消防計画作成者のための簡易チェック表

※ 提出不要です。自主チェックにご利用ください

- ☐ 防火管理業務全部又は一部の外部委託を把握し、反映している。
- ☐ 協議会、防火管理委員会の開催月が確定している。
- ☐ 法定点検の実施責任者及び実施月が確定している。
- ☐ 内装材の規定（難燃材料・準不燃材料・不燃材料）を確定している。
- ☐ 自主点検実施者が確定している。
- ☐ 消防用設備の種類を把握し、自主点検チェック表の該当しない設備を削除している。
- ☐ 防火設備、避難設備等の種類を把握し、自主点検チェック表の該当しない設備を削除している。
- ☐ 休日・夜間の防火管理体制は、在館者数等に対して実効性が確保されている。
- ☐ 自衛消防隊の組織編成は、実態に即しており、実効性が確保されている。
- ☐ 訓練の実施月が確定している。
- ☐ 地震時の一時避難場所が確定している。
- ☐ 避難経路図が添付されている。
- ☐ ▲の事項について該当しない場合は、削除している。
- ☐ 別表の番号と本文内の表番号が整合している。
- ☐ 条、項に欠落、重複がない。又は、「第○条の２」、「第○条 削除」のように整理されている。

確認申請図書

(平面図または消

防設備図面)を利

用して作成して下

さい。

上記書類等の